

平成22年度 第2回 府中市国民健康保険運営協議会（平成22年9月8日開催）

会議録（要点筆記）

日程第1 府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（諮問）

会 長：日程第1の「府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（諮問）」を議題とします。本日は野口市長がお見えになっていますので、諮問をいただきたいと思います。

市 長：挨拶・諮問

会 長：ただ今市長より諮問書を受け取りました。皆様にも事務局から写しを配布します。諮問の内容についてご質問をお受けいたします。

会 長：ご質問はございませんか。それでは市長は他の公務のため、ここで退席されますのでご了承ください。

日程第2 府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（資料説明）

会 長：続きまして日程第2の「府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（資料説明）」を議題とします。  
事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が国保の財政等に関する資料(1)について説明を行った  
納税課長補佐が国保税の収納に関する資料について説明を行った

会 長：説明が終わりました。ご質問をお受けします。

委 員：まず初めに確認したいのですが、平成26年度からの国民健康保険の広域化は決定ですか。

保険年金課長：厚生労働省の高齢者医療改革会議の中で平成25年の後期高齢者医療制度廃止後の医療制度について論議されています。その中で国保の広域化が検討されております。平成22年7月23日の中間取りまとめでは運営主体や開始時期は明記されておきませんが、運営は都道府県単位という方向で広域化が検討されています。厚生労働省としては今年末までに方向性をまとめたいとのことですので、それを踏まえて論議いただきたく、今回、保険税率等の見直しについてこの時期になりました。

委 員：国庫支出金のうち、調整部分が不交付になっているのは府中市が地方交

付税の不交付団体になっているからですか。

保険年金課長補佐：その影響もごさいます。財政力が強く、調整交付金が交付されていないという状況です。

委員：26市の中で地方交付税の不交付団体は府中市を除いて他にどこがありますか。

保険年金課長：従来、不交付団体だった羽村市が交付団体になるなど毎年変わりますが、武蔵野市・調布市・三鷹市が従来から不交付団体です。大変恐縮ですが、26市中の不交付団体数については手元に資料がございませんのでお答え致しかねます。

委員：なぜ質問したかという、資料(1)19ページに歳入に占める繰入金の割合が出ていますが、府中市が交付団体であれば繰入金そのものは減りますよね。それを勘案しなければ、資料内の順位は文字通りではないと思い質問しました。府中市が不交付団体だから、順位が高く見えるのではないかと思います、そのような解釈でよろしいですか。

保険年金課長：委員のおっしゃられたことも一つの考え方ではごさいます。ほかの団体に比べて府中市の財政が豊かだということは、府中市民の所得がほかの団体に比べて多く、調整交付金は交付されなくても保険税が適正な状況であれば、繰入金が少なく済むという考え方もごさいます。その他一般会計繰入金に関して、国としては調整交付金の交付如何に関わらず、保険税で財源を賄うようにと指導しております。国保加入者の特徴、所得の階層等を考えますと必要最低限の法定外繰入れは必要だと認識しています。

委員：収納に関する資料3ページの20歳未満の収納率が47.8%となっていますが、具体的に何世帯ほどですか。また、5ページの不納欠損額について立川市・青梅市・多摩市・稲城市の現年度分が0円となっているのは、収納率100%ということですか。最後に、7ページ滞納繰越分対策に関して、タイヤロックとありますが、府中市の実績は何件くらいですか。

納税課長補佐：まず、20歳未満ですが、約90世帯となっています。次に現年度課税分が不納欠損となるには破産や生活保護受給開始、本人死亡で相続人なしや相続放棄等の場合に執行停止となり、不納欠損となります。現年度分不納欠損額0円の各市については、当該年度のうちは収納の努力をするということで、現年度分の不納欠損はしない方針なのではないかと思われま。最後にタイヤロックですが、3年ほど前から実施しております、3年前が4件、2年前が9件、昨年が4件となっております。それ以前には自動車の登録の差し押さえを行っておりますので、それを含めると件数が若干増加します。

委員：不納欠損額が0円というのは何か法的な措置や制度的なものがあるのではないのでしょうか。

会長：府中市で現年度分不納欠損にした主な理由も併せてご説明いただくと、他市の状況も見えるのではないのでしょうか。

納税課長：府中市では生活保護受給開始の場合を現年度分の不納欠損としておりますので、ほとんどがこの理由に該当します。現年度分の不納欠損額が0円の各市についてはそのような対応をしていないのであらうと思いますが、詳細につきましては調べさせていただきます。

保険年金課長：先ほど委員よりご質問いただきました、地方交付税の不交付団体の資料が揃いましたのでご説明させていただきます。従来は26市のうち15市または16市が不交付団体でしたが、平成22年度では府中市を入れて、立川市・武蔵野市・三鷹市・調布市・小金井市・多摩市の7市が不交付団体となっております。

委員：国保会計の中で赤字額という場合は、法定外繰入れを指すのですか。

保険年金課長：国の指導によると、資料(1)9ページの表、一般会計繰入金の状況で「その他一般会計繰入金」がルール外の赤字繰入れだということでございます。ただ、医療費関係の交付金等は当該年度に概算交付、翌年度もしくは翌々年度に精算となりますので、単年度の具体的な支出に見合った赤字分というのが決算上分かりにくい部分が多々ございます。具体的に歳出に見合う歳入がどのくらいあり、その中で法定内の繰入れまたは公費等を加算しても足りない部分がいくらあるのか、わかりやすい資料を次回用意いたします。

委員：財政状況等を比較検討するため、府中市の類似市をまとめた資料を作っていただきたいと思います。また、今現在は保険税の軽減率は6割と4割になっていますが、この軽減率が7割・5割・2割とできるような法改正があったかと思います。軽減率について検討するにあたって、資料(1)11ページにある所得段階別課税状況の表中0～100万円とある中で、軽減が適用される世帯数がどのくらいあって、割合がどのくらいになるか判断させていただきたいので、軽減制度を加味した所得段階別課税状況の表を作っていただきたいと思います。

保険年金課長：類似市をまとめた資料につきましては次回用意いたします。2点目の軽減についてですが、資料1ページ中にも国保加入世帯が39,123世帯とございまして、そのうち軽減適用世帯が10,941世帯となっておりますので、割合は明らかになっております。しかしながら、軽減の適用は世帯構成やただし書所得によるため、検討させていただいて、ご要望に沿うような資料を作成したいと思います。

委員：諮問書本文中の「平準化への影響」とは何ですか。

保険年金課長補佐：資料（１）「国の動向」で説明いたしました高齢者医療改革会議の中で広域化が図られ、その中で保険料が統一化されることを平準化と表現しております。府中市は一般会計繰入金を投入して保険税を上げてこなかったのですが、将来広域化になって保険料が都内で統一化された場合、急激に上昇してしまうことが予測されるとの意味で諮問書の表現になっています。

委員：今の政府が医療制度を変えるという中での話ですね。

林委員：後期高齢者に移行した時に被保険者の数が減って、保険税も減りましたが保険給付費が減っていないのはなぜですか。また、世帯での加入者の年齢の流れ、動向がわかると今後の医療費の見通しがわかるとと思いますので、資料があればお願いします。

保険年金課長補佐：保険給付についてですが、平成１９年度までは老人保健医療制度という制度の中で、資格は個別に各保険に加入しながら、給付については各保険者から老人保健拠出金を出し合い、そこから給付を行うという形でした。そのため国保の給付からはもとより抜けていたので、保険税等歳入は減りますが、給付費に影響はありません。

保険年金課長：加入者の世帯年齢別構成ですが、国保は世帯で加入いただいております。世帯の中でほかの保険に入られていない方が国保に加入しています。被保険者の年齢別構成はありますが、国保加入世帯内での年齢構成別ということでしょうか。それについては次回までに資料を用意したいと思います。

会長：今後検討していくにあたって、気が付いた点等ございましたら資料をいただきながら理解を深めた上での最終議論に入っていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。  
他にご質問がないようですので、本件は継続審議とさせていただきます。

### 日程第３ その他

会長：続きまして日程第３「その他」を議題といたします。委員さんから何かご質問はございますか。

委員：９月３日の朝日新聞に「生活保護水準以下でも国保医療費減免認めず」という記事が載り、そこには市町村によって基準が違っているとありますが、府中市はどのような基準になっていますか。また、９月１日広報で柔道整復の施術の内容点検を始めたとありますが、これはどのようなことですか。

保険年金課長：まず１点目ですが、一部負担金という医療機関の窓口で支払う金額の減

免のことですね。これについては、一部負担金の減免は生活保護基準以下の収入でなければいけないという指針が国から出されております。国は平成21年度に全国30団体でモデル事業を行っております。それを受けて国からの新たな指針が出ると聞いております。府中市での基準では収入が生活保護基準以下でなければ一部負担金の減免は認めないということになっていますが、国の通知によってまた変更があるかもしれません。ただ、26市では実績なしという団体がほとんどです。次に柔道整復の関係ですが、従来から医科・歯科・調剤については一次審査・二次審査ということで2回の審査をした上でレセプトの請求に対してお支払いをさせていただいております。それに対して、柔道整復師が整骨・接骨等を行った場合、保険診療分の請求が府中市にきます。従来はその請求について、私どもの方で内容を点検したうえでお支払いをしておりました。今年の8月からは点検をより厳しくし、申請内容に疑義が生じたものについては実際施術を受けた方に通知を差し上げて、内容を確認の上、お支払いするという、いわゆるレセプト審査の一環・医療費適正化ということで国や都から強く求められている内容であります。26市では稲城市と調布市と同時期に始める予定で進んでいます。

会 長：事務局から他に何かありますか。

事 務 局：特にございませぬ。

会 長：以上、本日の日程は終了いたしました。

これを持ちまして、平成22年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。